## 北朝鮮による日本人拉致問題等の早期解決を求める意見書(案)

北朝鮮による日本人拉致事件の発生から既に30年以上が経過し、平成14年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認め、拉致被害者5名とその家族が帰国したものの、その後11年が経過した。

拉致は重大かつ許しがたい人権侵害であり、北朝鮮で救出を待つ被害者たちの苦しみと日本で帰りを待つ家族の悲しみは筆舌に尽くしがたいものがあり、家族の高齢化が進む中、解決には一刻の猶予も許されない。

平成18年以降、政府は首相を本部長とする対策本部をつくり、担当大臣を任命して被害者救出に取り組んできた。

こうした中、平成26年5月に日本と北朝鮮による外務省局長級の政府間協議で、 特定失踪者を含む日本人拉致被害者に関する包括的な全面調査を行うことで合意 した。

よって、国におかれては、拉致問題等の解決に向け、調査が速やかに、かつ誠実に実行され、拉致問題等が一日も早く解決することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月23日

奈 良 市 議 会